

第二章 火薬類に関する保安

第5 定期自主検査

製造業者、火薬庫所有者等は、製造特定施設又は火薬庫について、自主検査の計画を定め知事に届け出を行った上で、一年に二回以上（一回は繁忙期の直前）自主検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。（法第35条の2、規則第67条の9ほか）

【検査の基準】 製造特定施設：法第7条第1号

火薬庫：法第12条第3項

保安の確保：法第28条第1項